

ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備について

2022年7月26日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所は、ベンチャーファンド市場の利用活性化が期待される中で、同市場の健全な発展に資する観点から、上場審査における資産運用の健全性確保及び投資者に提供すべき情報の拡充等について、所要の制度整備を行います。

II 制度概要

項目	内容	備考
1. 上場審査における資産運用の健全性確保 ・ 資産運用等の健全性	<ul style="list-style-type: none">本項目の上場審査は、資産の運用等の健全性に関し、以下の①から④に掲げる観点から検討することにより行うこととします。① ベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「新規ベンチャーファンド上場申請者」といいます。）が資産の運用等にあたって、新規上場申請銘柄の投資主の利益を害することがないよう、適切な体制を整備していること	<ul style="list-style-type: none">資産の運用等を健全に行うことができる状況にあるかについて、上場審査を行います。ベンチャーファンド資産運用会社において、資産運用の専門性等の確保の観点から、未公開株等に係る専門的経験等を有している人材が配置されているか否かについて確認を行います。なお、未公開株等に係る専門的経験等を有している人材が配置されているか否かは、投資対象資産の運用に関する十分な運用経験年数を有する運用責任者が確保されているかにより、確認を行います。ベンチャーファンド資産運用会社において、投資方針（業種、ステージ、投資規模を含みます。）及び分配方針等が策定され、適切な投資プロセス（投資先候補企業の選定、投資先企業の評価、投資先企業に対するモニタリ

項 目	内 容	備 考
	<p>② 新規ベンチャーファンド上場申請者が、スポンサー（新規上場申請銘柄の投資主、ベンチャーファンド資産運用会社の株主その他の新規上場申請銘柄の関係者であって、運用資産の取得その他の新規上場申請銘柄に係る資産の運用等に主導的な立場で関与する者をいう。以下同じ。）の企業グループとの間で、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること</p> <p>③ 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること</p> <p>④ 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等にあたって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること</p>	<p>ング及び投資資金の回収等に係る一連の業務プロセスを含みます。)を経て、資産の運用を行う体制が整備されていることについて確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規ベンチャーファンド上場申請者について、資産運用に関する会議体（取締役会、投資委員会やコンプライアンス委員会を含みます。）の開催状況を含め、投資意思決定の仕組みの確認を行います。 スポンサーとの取引継続の合理性や取引条件の妥当性について、スポンサーが自己の利益を優先していると認められないことを確認します。 経営管理組織に係る体制整備の状況について、社内諸規則の整備状況やその運用状況により確認を行います。あわせて、ベンチャーファンド資産運用会社の内部監査の運用状況の確認を行います。
2. 投資者に提供すべき情報の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 新規ベンチャーファンド上場申請者は、上場申請時において、以下の（１）から（５）を記載した当取引所所定の「ベンチャ 	<ul style="list-style-type: none"> 運用体制等に関する報告書は当取引所所定の様式によるものとします。

項 目	内 容	備 考
(1) 基本情報	<p>ーファンドに係る運用体制、商品特性及び未公開株等の評価方法等に関する報告書」(以下「運用体制等に関する報告書」といいます。)を提出するものとします。この場合において、当該新規ベンチャーファンド上場申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において当取引所が公衆の縦覧に供すること(当該新規ベンチャーファンド上場申請者が上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社(以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といいます。))となった後も含みます。)に同意するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場ベンチャーファンド発行者等は、運用体制等に関する報告書の記載内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとします。この場合において、当該上場ベンチャーファンド発行者等は、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。 <p>・ ベンチャーファンド発行投資法人の上場の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運用体制等に関する報告書の変更の内容が、商品特性及び投資法人等の体制(利益相反取引への取組みを含みます。)以外の事項に関するものであるときには、当該変更が生じた後最初に到来する当該ベンチャーファンドに係る営業期間経過後3か月以内に、変更後の報告書の提出を行うことができるものとします。ただし、組織再編等に起因して運用体制等に関する報告書の内容に変更が生じたときは、当該運用体制等に関する報告書の変更の内容が、商品特性及び投資法人等の体制(利益相反取引への取組みを含みます。)以外の事項に関するものであっても、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとします。 「組織再編等」とは、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の譲渡、事業の譲受け及びスポンサー(ベンチャーファンド資産運用会社の親会社である場合に限ります。)の変更をいいます。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 商品特性</p> <p>(3) 投資法人等の体制の状況</p> <p>① ベンチャーファンド発行投資法人</p> <p>② ベンチャーファンド資産運用会社等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスに関する基本方針 ・ 資金の借入れ又は投資法人債券の募集に係るリスク管理方針 ・ 投資主の状況 ・ ベンチャーファンド資産運用会社の大株主の状況 ・ スポンサーに関する事項(スポンサーの企業グループの事業の内容及びスポンサーの企業グループとの情報提供に係る契約等の状況) ・ 投資方針、分配方針、投資対象、投資リスク及びこれらを踏まえた想定投資者属性 ・ ベンチャーファンド発行投資法人の執行役員及び監督役員の状況 ・ ベンチャーファンド資産運用会社役員と兼職するベンチャーファンド発行投資法人の役員の選任理由及び兼職理由 ・ ベンチャーファンド資産運用会社の役職員の状況 ・ ベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社の運用体制 ・ ベンチャーファンド資産運用会社の専門性 ・ ベンチャーファンド資産運用会社及びスポンサーの企業グループの未公開株等で運用するファンドの運用実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社の運用体制」において、未公開株等に係る専門的経験等を有している人材の配置状況及び投資対象資産の運用に関する十分な運用経験年数を有する運用責任者の確保状況を記載することとします。 ・ 「ベンチャーファンド資産運用会社及びスポンサーの企業グループの未公開株等で運用するファンドの運用実績」において、運用責任者の未公開株等で運用するファンドの運用実績について記載することとします。

項 目	内 容	備 考
③ 未公開株等評価機関 ④ その他 (4) 利益相反への対応状況 ① 利益相反取引への取組み ② スポンサー関係者等との取引 ③ その他の利益相反対応 (5) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未公開株等評価機関の選定方針及び概要 ・ 未公開株等評価機関の独立性 ・ 未公開株等評価機関の業務内容及び評価体制 ・ 未公開株等評価機関による未公開株等の評価方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産の価格等調査者の選定方針及び概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反取引への対応方針及び運用体制 ・ 運用体制の採用理由 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポンサー関係者等との取引 ・ 未公開株等及び未公開株等関連資産の売買における譲渡者等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他利益相反の可能性のある取引 <ul style="list-style-type: none"> ・ IRに関する活動状況 ・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の未公開株等評価機関が選定されている場合には、それぞれの選定方針を記載することとします。 ・ 「未公開株等評価機関の業務内容及び評価体制」において、未公開株等評価機関が、評価に必要な資料（被評価先の事業計画、決算書、事業報告等）及び適時に業績に影響を与える情報を取得できるフローが構築されていることについても記載することとします。
3. ベンチャーファンド	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチャーファンド資産運用会社が、組織再編等の結果、上場 	※ 当取引所の上場審査を経ていないベンチャーファンド

項 目	内 容	備 考
資産運用会社に関する上場廃止基準の明確化	<p>ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制の実質的な存続性を喪失する場合について、一定期間内に新規上場審査基準に準じた基準に適合しないときには、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止することを明確化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> あわせて、組織再編等によって、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が行っていた業務が他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務の委託を現に受けている他のベンチャーファンド資産運用会社に引き継がれる場合には、上場廃止及び新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査の対象としないことも明確化します。 	<p>資産運用会社が、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用を受託することがないようにすることを目的として、ベンチャーファンド資産運用会社に関する上場廃止基準の明確化を行います。</p>
4. 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査に係る手続き等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 上記3.における新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査は、組織再編等の効力発生後1年以内に、上場ベンチャーファンド発行者等からの申請に基づき実施することとします。 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査に係る料金は、100万円とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査の申請に係る提出書類は、新規上場申請に係る提出書類のうち当取引所が必要と認めるものとします。 現行のベンチャーファンド資産運用会社に係るその他の上場廃止基準に関する新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査についても同様の取扱いとします。
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 柔軟な分配方針を選択できるよう、利益を超えた金銭の分配をできるように見直します。 ベンチャーファンド市場の商品特性を踏まえ、販売者が、適切な勧誘開始基準の設定等を含め適合性の原則に則した販売・勧誘を行い、投資者が適切な投資判断を行えることが重要と考えます。関係者において、顧客の最善の利益に適った金融商品組成や商品提案、情報提供等の取組みが行われることを期待します。

項 目	内 容	備 考

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2022年12月を目途に実施します。

以 上